







森林経営管理制度と 森林環境税・森林環境譲与税について

林野庁

- 1 林業成長産業化への兆し
- 2 森林経営管理制度
- 3 森林環境税・森林環境譲与税

林業成長産業化への兆し

		H20	H25	H29/最新値	効果
国産材供給量 (m ³) (総数)		1,942万	2,174万	136% → 2,966万	供給量UP 
自給率 (%) (総数)		24	29	+7ポイント → 36	自給率UP 
木材輸出額 (億円)		120	123	+228億 (H30) → 351	輸出額UP 
国内工場における 国産材の使用割合	製材 (%)	63	70	+5ポイント → 75	国産材需要UP 
	合板 (%)	54	72	+10ポイント → 82	
林業の 労働生産性 ※1人1日当たりの 素材生産量	主伐 (m ³ /人・日)	4.00	5.88	113% → 6.67	生産性UP 
	間伐 (m ³ /人・日)	3.45	4.17	100% → 4.17	
林業従事者の 構成	高齢者率 (65歳以上) (%)	(H17) 27	(H22) 21	+4ポイント → (H27) 25	若返りを維持 
	若年者率 (35歳未満) (%)	(H17) 14	(H22) 18	-1ポイント → (H27) 17	

資料：国産材供給量及び自給率は、林野庁「木材需給表」。林業の労働生産性は、林野庁業務資料。林業従事者の構成は、総務省「国勢調査」。国内工場における国産材の使用割合は、農林水産省「木材需給報告書」、林野庁「木材需給表」。木材輸出額は、財務省「貿易統計」。

注：数値の合計値は、四捨五入のため計と一致しない場合がある。

森林・林業の現状を表すキーワード



林業成長産業化

両立


森林資源の適切な管理

取組方向

- 森林経営の集積・集約化による原木生産の拡大と低コスト化

具体施策

- 森林経営管理法による集積・集約化、林地台帳の整備
- 重点的な路網整備、再造林、高性能林業機械の導入



取組方向

- 木材製品の生産性向上、生産・流通コストの低減

具体施策

- 製材・合板工場等の施設整備（大規模化、高効率化）、JAS 構造材等の安定供給



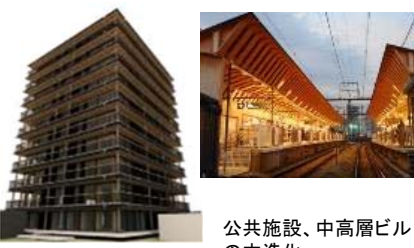
集成・製材工場の大規模化、高効率化

取組方向

- 非住宅分野など新たな木材需要創出

具体施策

- 木造公共施設の普及、木材輸出
- 中高層建築物を中心にCLT 耐火部材等の開発・普及
- 効率的なサプライチェーンの構築など生産流通構造改革の推進




公共施設、中高層ビルの木造化

取組方向

- 山地災害の復旧・予防、間伐等による森林の公益的機能の発揮

具体施策

- 国土強靱化対策の推進
- 森林環境譲与税による条件不利地等での森林整備



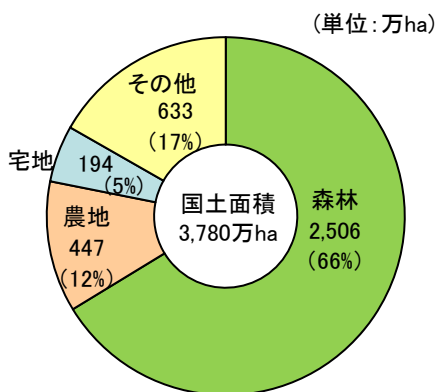
治山対策等による国土強靱化

2 → 森林の公益的機能の発揮と国民への裨益

我が国の森林資源の現状

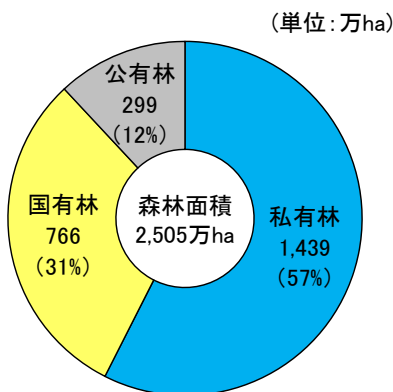
- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万ha。
- このうちの4割、約1,000万haは、先人の努力により植栽、保育されてきた人工林。

○ 国土面積と森林面積の内訳

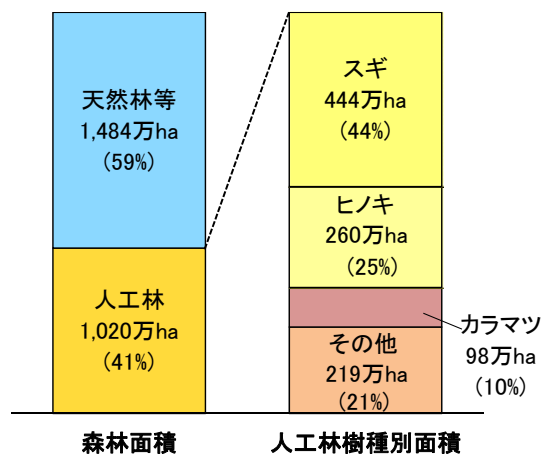


資料: 国土交通省「平成29年度土地に関する動向」(国土面積は平成28年の数値)
注: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

○ 人工林の樹種別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

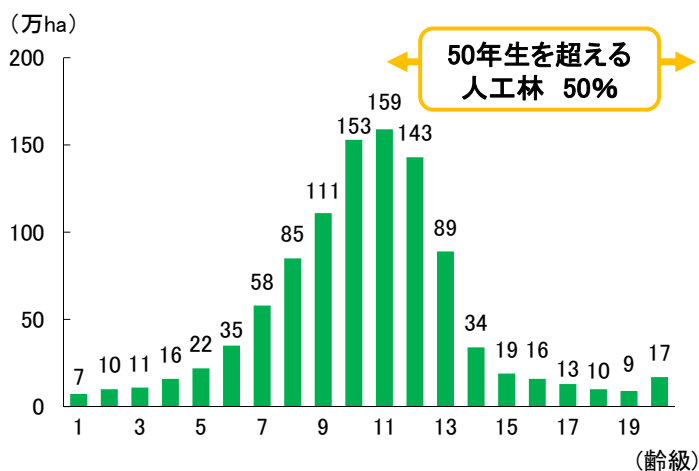


資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

国内の人工林資源を活用する時代に

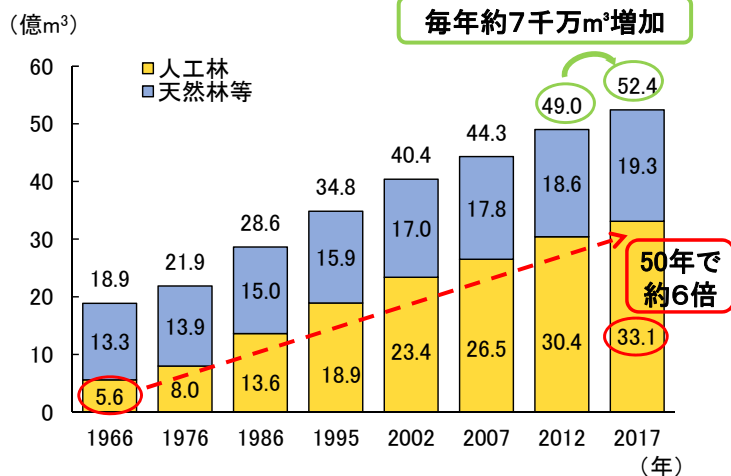
- 人工林の半数が一般的な主伐期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。
- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約7千万 m^3 増加し、現在は約52億 m^3 。
- 「伐って、使って、植える」、森林資源を循環利用していく新たな時代に突入。

○ 人工林の齢級別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

○ 森林蓄積の推移

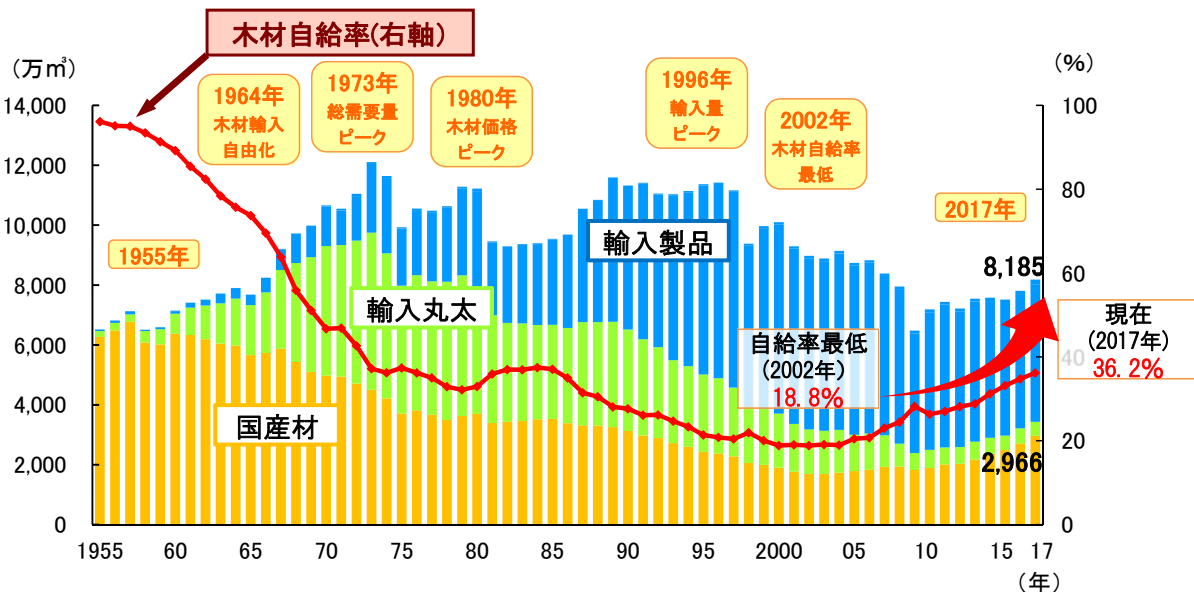


資料: 林野庁「森林資源の現況」(各年の3月31日現在の数値)
注: 総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

我が国の木材供給量

- 木材供給量は、住宅着工戸数の減少等を背景とした木材需要の減少により、長期的に減少傾向。平成29年は8,185万 m^3 。
- 国産材の供給量は、2002年を底に増加傾向で、2017年は2,966万 m^3 。
- 木材自給率も、2002年を底に上昇傾向で推移し、2017年は7年連続の上昇で36.2%。

○ 木材の供給量の推移



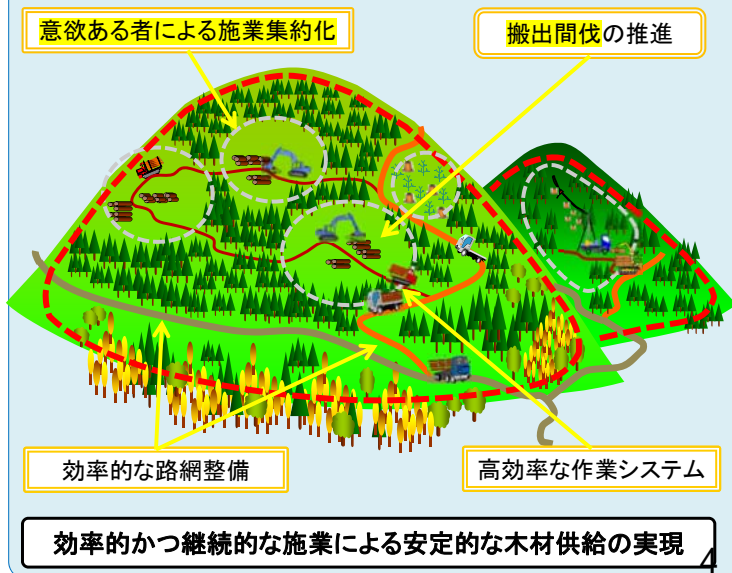
資料: 林野庁「木材需給表」
 注1: 数値の合計値は、四捨五入のため計と一致しない場合がある。
 注2: 輸入製品には、輸入燃料材を含む。

森林経営計画制度

- 平成23年の森林法改正により、面的まとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備を進め、持続的な森林経営を確保していく森林経営計画制度を創設、平成24年4月から施行。
- 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが経営を行う森林について、自発的に作成する、具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画。

森林経営計画

・地形界等で括られた面的なまとまりのある森林を単位とした森林経営計画の作成により、持続的な森林経営を推進



目的

一体的なまとまりを持った森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮

作成者

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

要件

(林班計画) 林班等の面積の2分の1以上の森林
 (区域計画) 市町村が定める一定の区域内で30ha以上の森林 (平成26年4月から施行)
 (属人計画) 自ら所有している100ha以上の森林

計画内容

森林経営の長期方針、森林の現況と伐採・造林計画、鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止の方法、森林の保護、路網の整備等

計画期間

5年

認定者

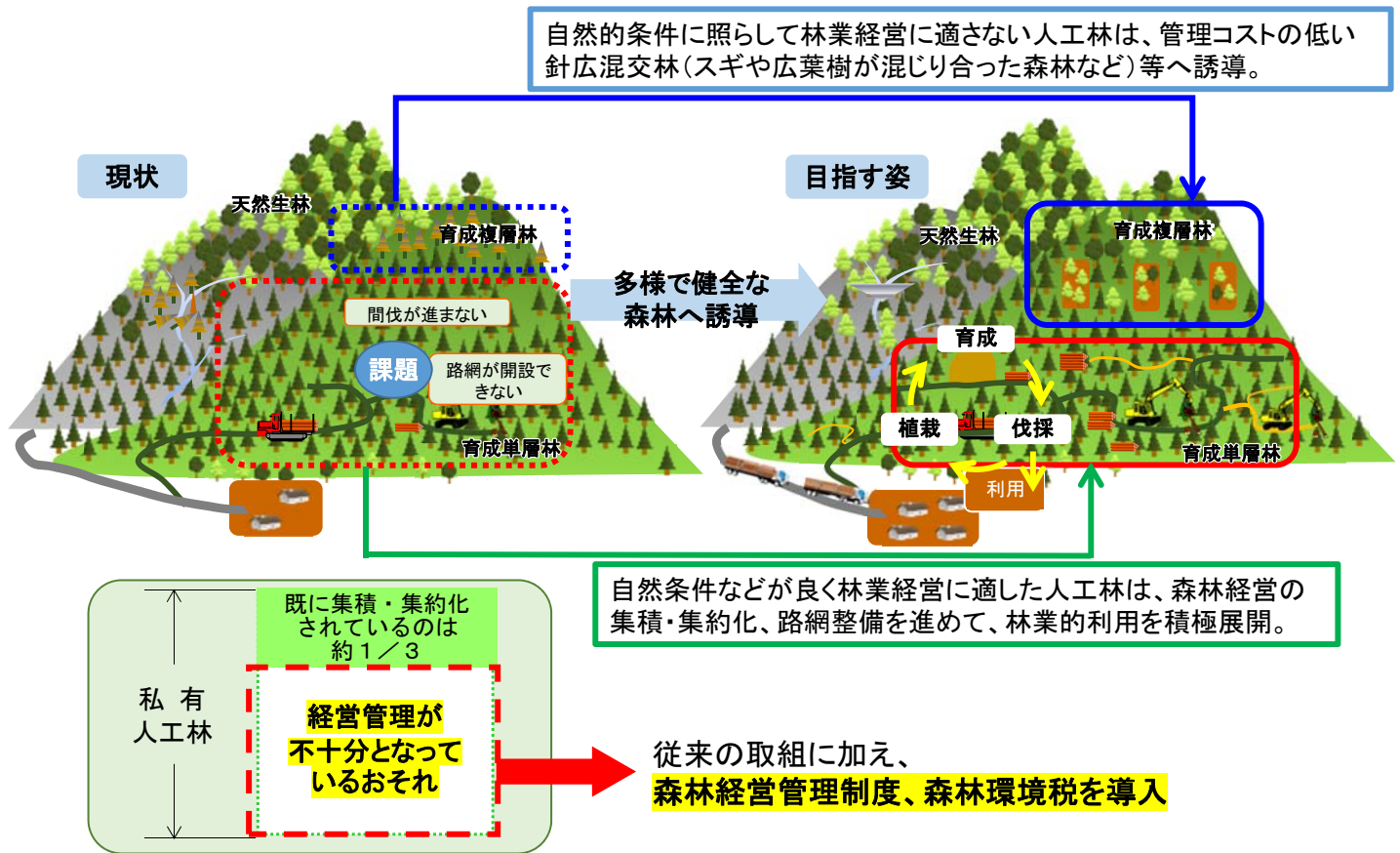
市町村長等

メリット

所得税・相続税の特例措置、日本政策金融公庫等における融資条件の優遇、各種補助金等の支援対象

森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

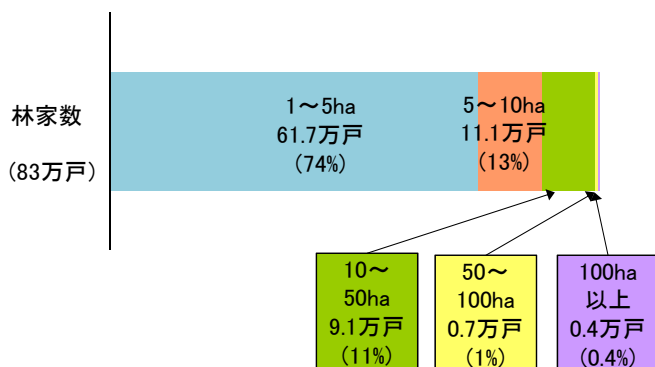
○ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）における森林の誘導の考え方



背景 森林の所有形態と森林所有者の意欲の低下

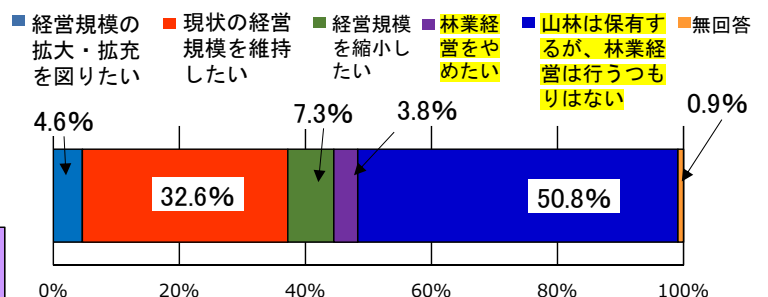
- 我が国の森林の所有形態は小規模零細で、効率的な作業に支障。
- 林業経営をやめたい、行うつもりはないと考えている森林所有者も多く、市町村や森林組合に対し売却や寄附の問い合わせをするケースも見られる。

○ 林家の保有山林面積



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」
注：林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

○ 森林所有者の林業経営に関する意向



資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」（2011年）
（林家1,607名に対して実施した調査。1,013名から回答を得た結果。）

○ 市町村、森林組合への山林の売却・寄附に関する問合せ状況

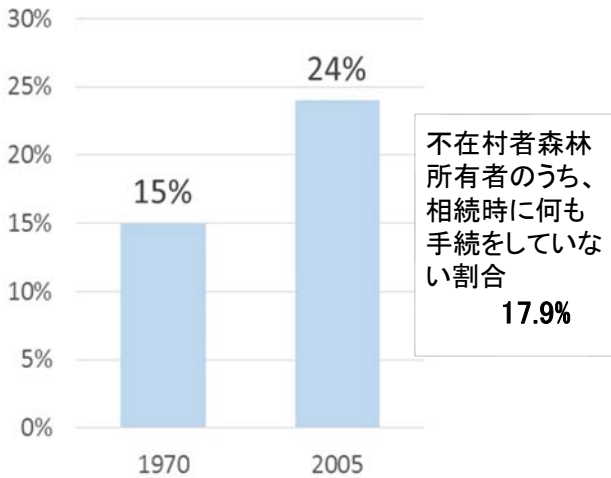
過去5年間に於いて、山林の売却・寄附に関する問合せを受けたことがある	市町村	27.7%
	森林組合	68.1%

※ 林野庁業務資料より

背景 所有者不明森林の存在や境界未画定

○ 森林の経営管理を進めるに当たって、不在村森林の増加、所有者不明や境界未確定の森林の存在等が大きな課題。

○ 不在村者保有の森林面積の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）
注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

○ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）

注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

○ 地籍調査の実施状況

平成29年度末時点	進捗率 (%)
宅地	54
農用地	74
林地	45
合計	52

資料：国土交通省（H30年3月調べ）

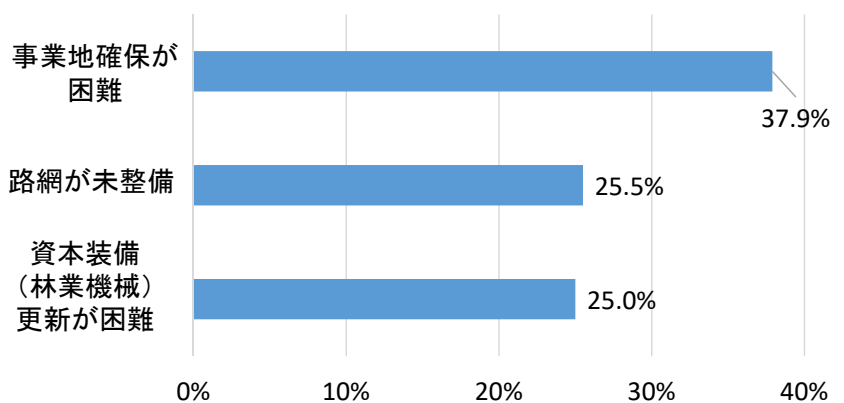
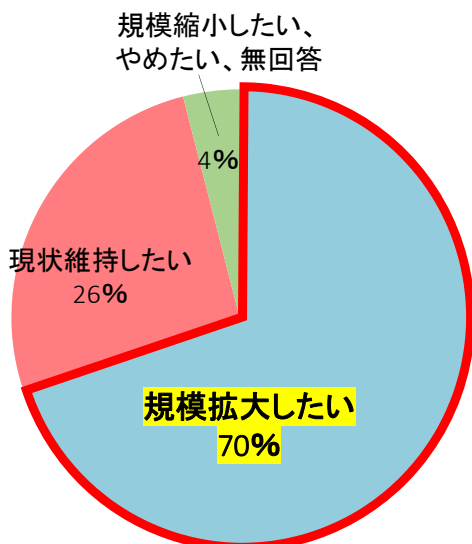
10

背景 経営規模の拡大を目指す者の存在

○ 林業経営体においては、その収益性を向上させるため、経営規模を拡大したいとの意向を有する者が多いが、事業地確保が困難と考える者が多い。

○ 林業経営体（素材生産業者等）の規模拡大の意向

- ・ 今後の経営規模に関する意向
- ・ 事業を行う上での課題

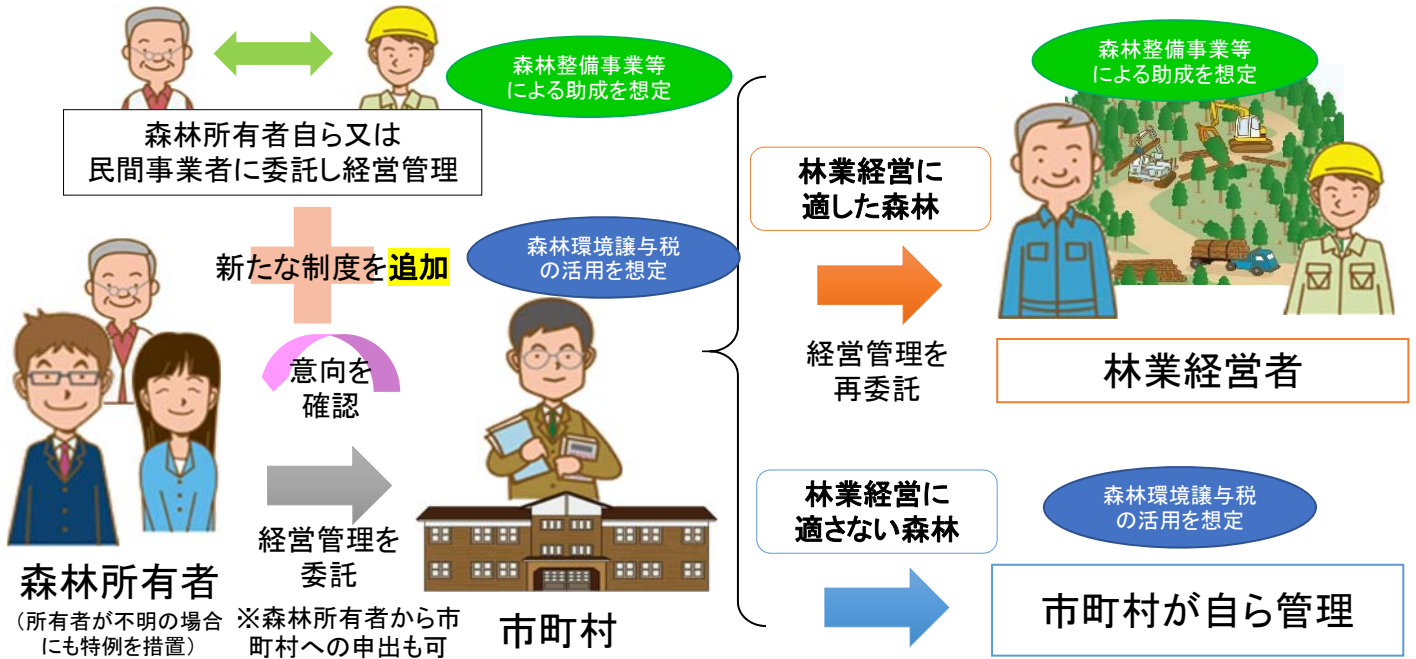


※複数回答可、雇用関係は除く

※素材生産業者へのアンケート結果（H27）を集計

森林経営管理法（森林経営管理制度）のスキーム

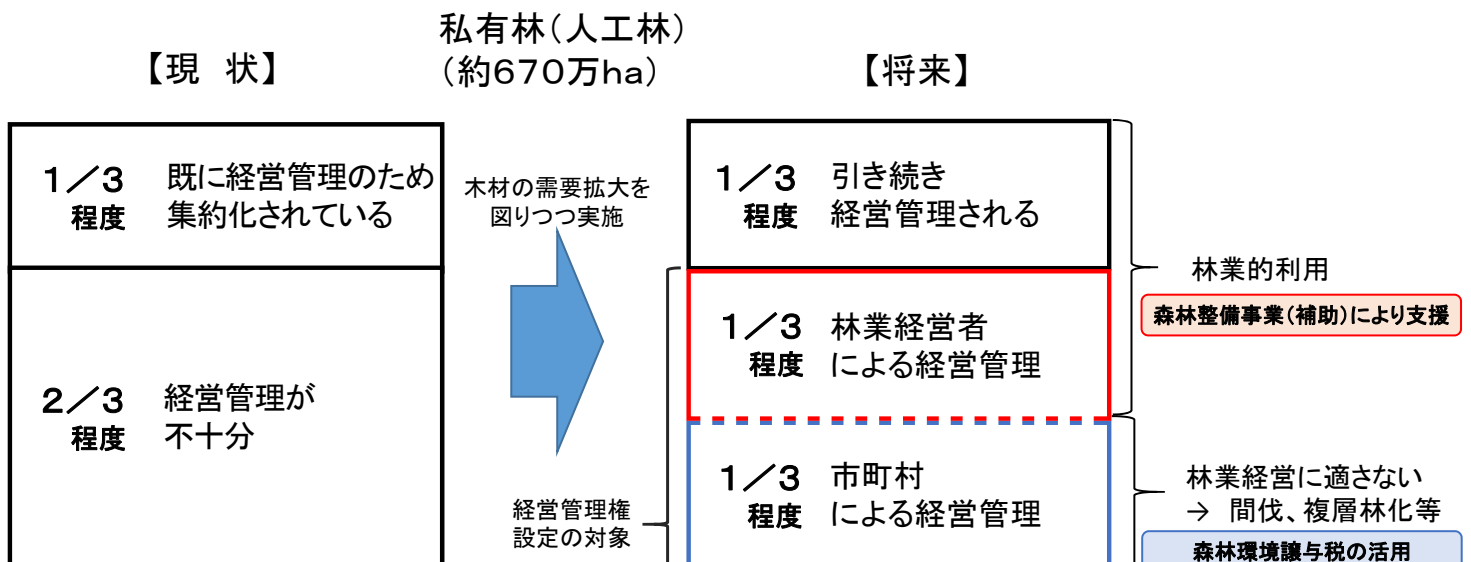
○ 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築

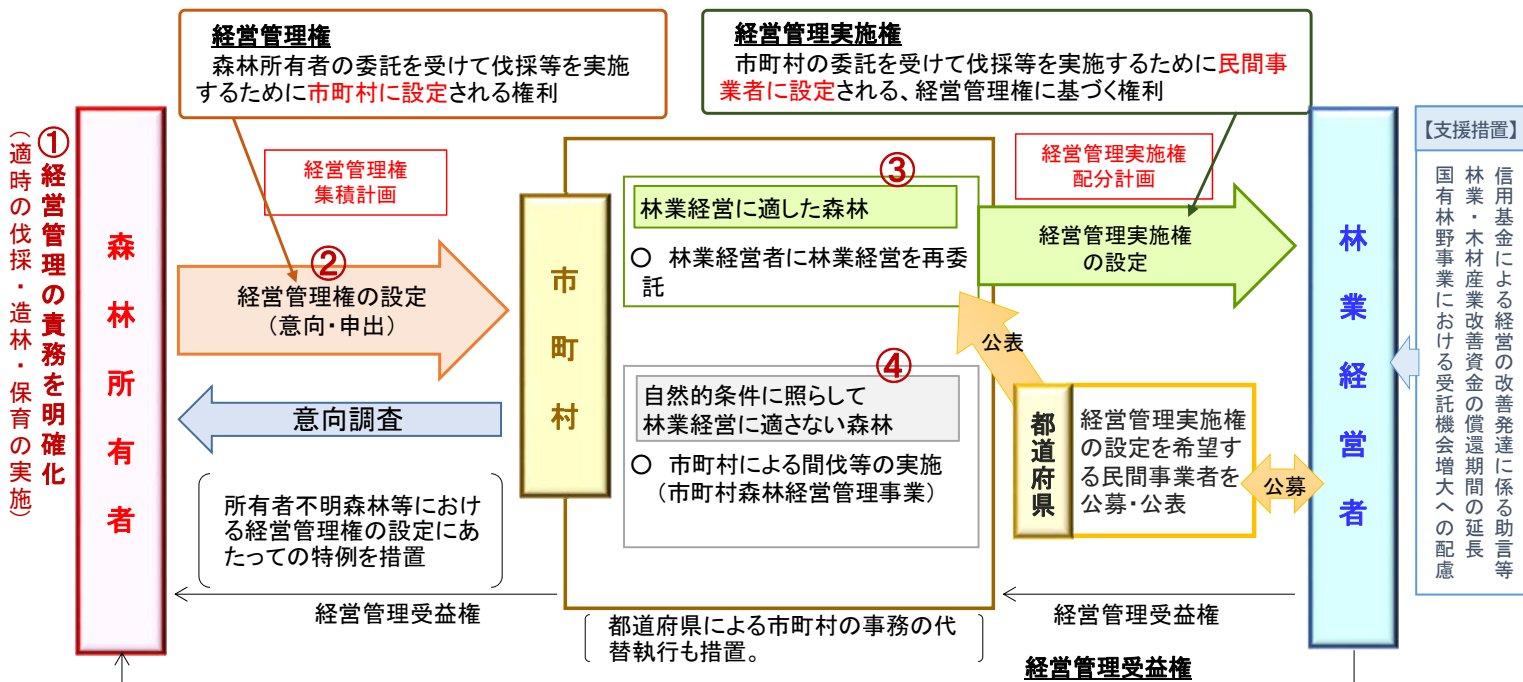
森林経営管理制度導入による経営集積のイメージ

- 既に経営管理のため集約化されている森林は約1/3、今後、既存の施策に加え、森林経営管理制度の導入により、森林の経営・管理の集積・集約化を促進。
- 集積・集約化されていない森林のうち、
 - ① 林業経営に適した森林(約1/3)は、林業経営者による経営を進め、林業的利用を継続(単層林として整備)
 - ② 林業経営に適さない森林(約1/3)は、市町村が管理を進め、自然に近い森林(複層林)に誘導することとしている。

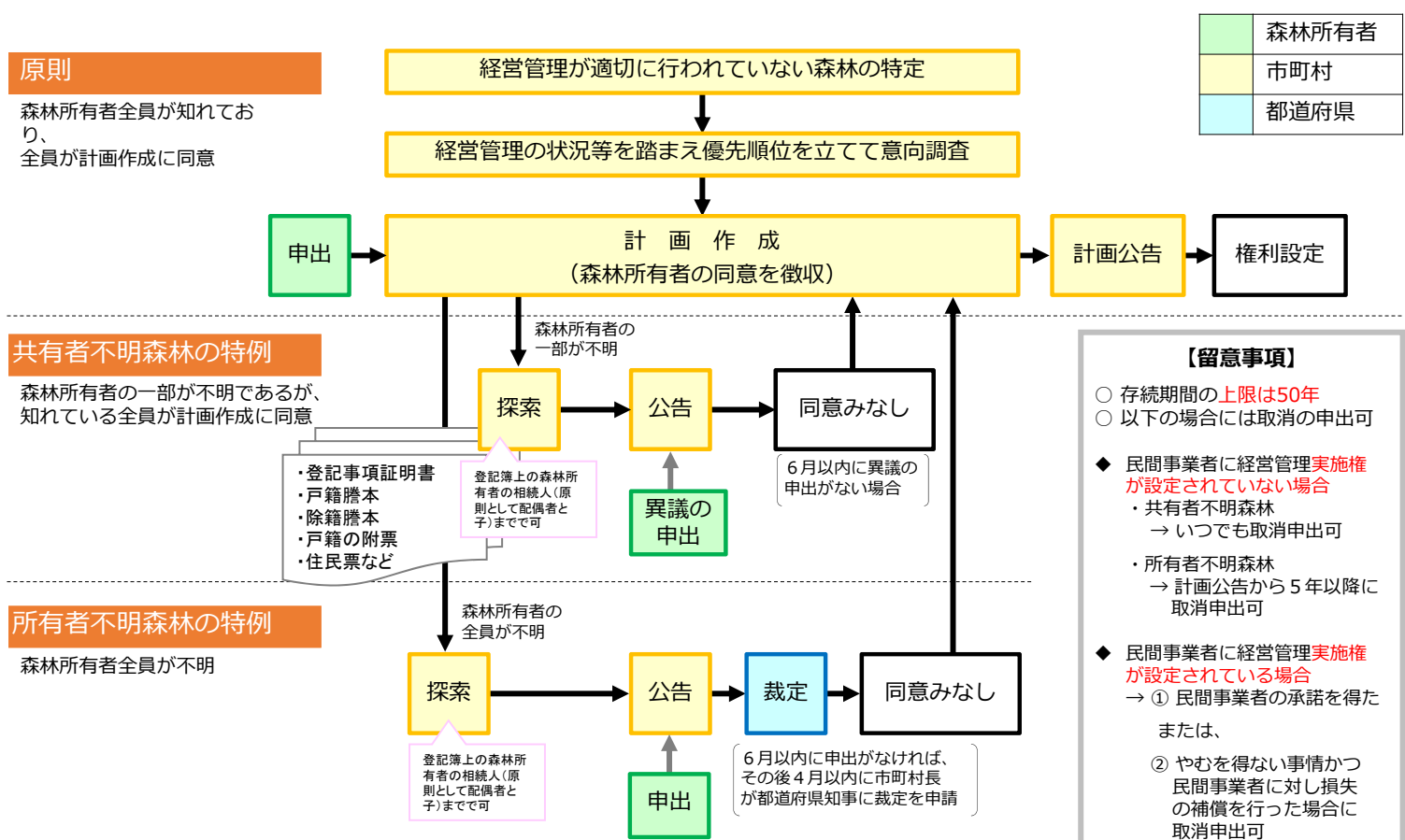


森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



所有者不明森林等に関する特例措置



森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

◎ 森林環境税の創設〔令和6(2024)年度から課税〕〔令和6年1月1日施行〕

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000円(年額)

賦課徴収：市町村(個人住民税と併せて実施)

国への払込み：都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設〔令和元(2019)年度から譲与〕〔平成31年4月1日施行〕

譲与総額：森林環境税の収入額(全額)に相当する額(注1)

譲与団体：市町村及び都道府県

譲与基準：(市町村)総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

(都道府県)総額の1割(注2)に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途：(市町村) **間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用**

(都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

使 途 の 公 表：**インターネットの利用等の方法により公表**

(注1)令和5(2023)年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。

借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

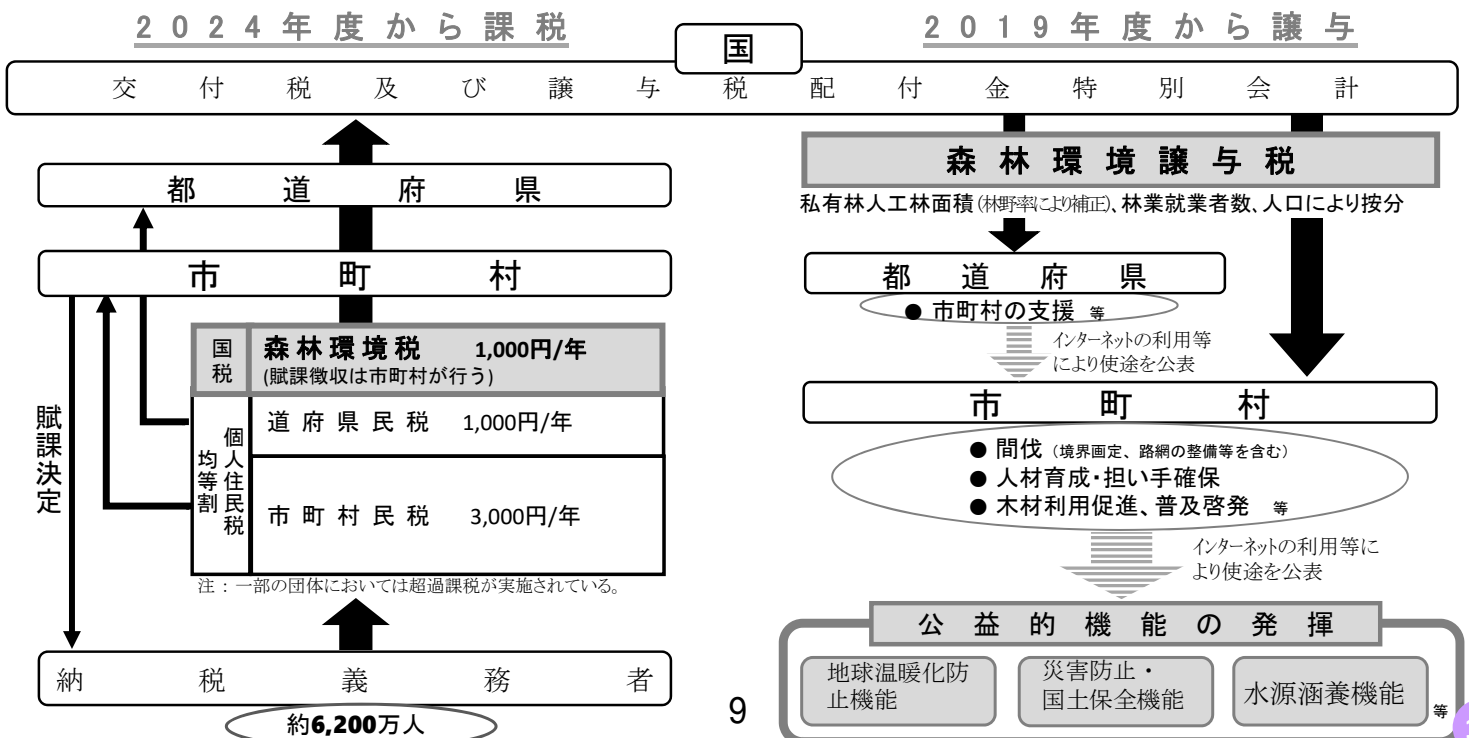
(注2)制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

16

森林整備等に必要な財源の確保

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

【森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ】



令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日 自由民主党、公明党）

<森林環境譲与税>

森林環境譲与税の見直し

市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和6年度までの各年度において譲与する森林環境譲与税に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することができることとし、予算措置を前提に、令和2年度から令和6年度までの各年度の譲与額を見直す等の所要の措置を講ずる。

（参考）総務省 地方財政対策について（令和元年12月18日 プレスリリース）

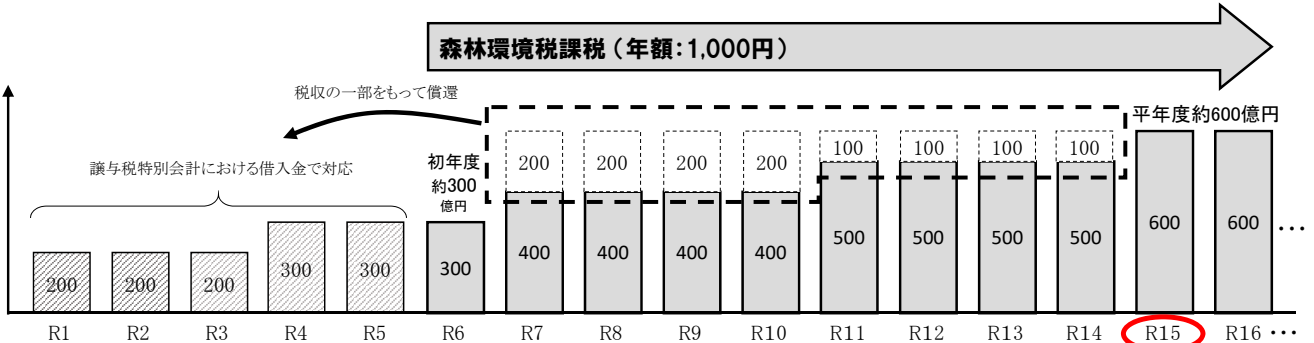
○ 防災・減災対策の推進

- ・ 地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を0.1兆円計上
- ・ 災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保（前年度の200億円から倍増）するとともに、特別会計借入金を200億円償還
- ・ 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための費用に対して地方財政措置

森林環境譲与税の増額（案）

- 地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進

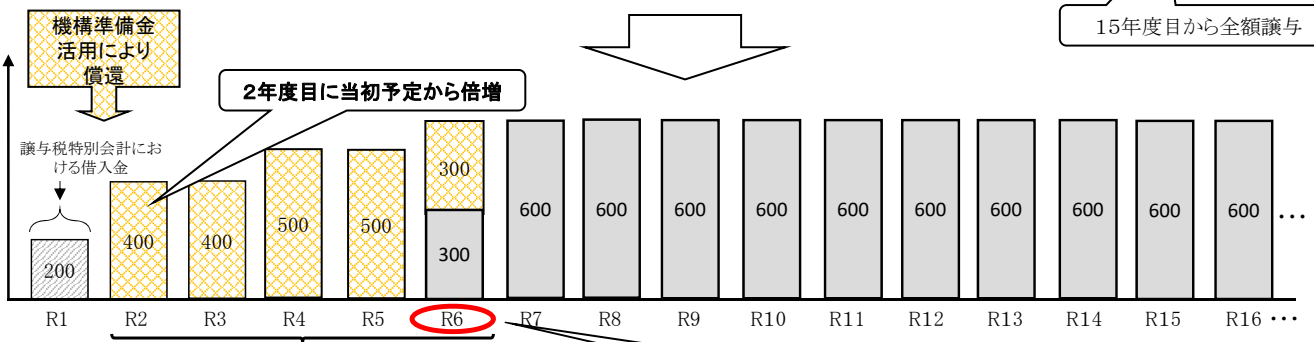
【現行】



市：県の割合

80:20	85:15	88:12	90:10
-------	-------	-------	-------

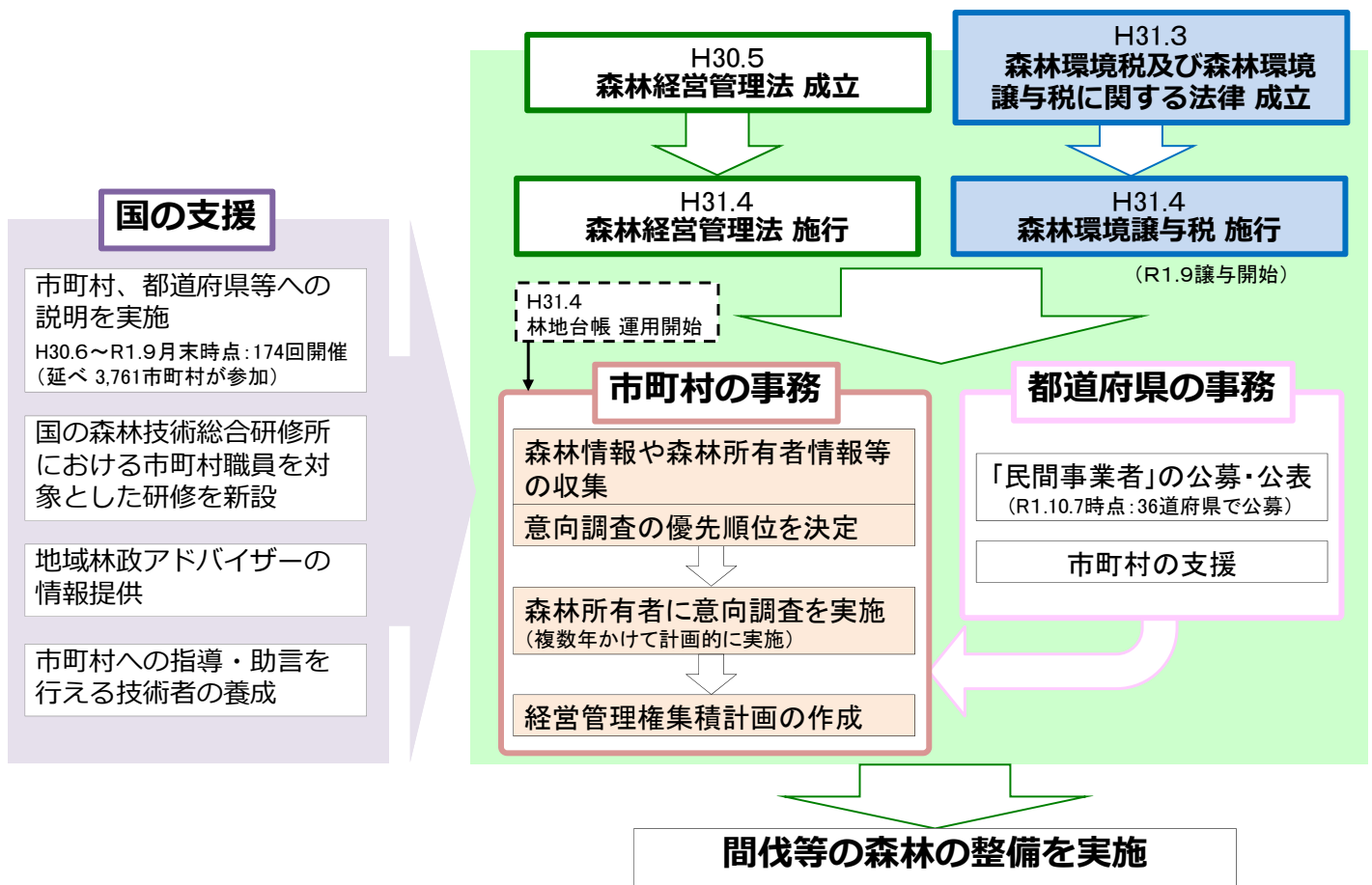
【変更後】



市：県の割合

80:20	85:15	88:12	10	90:10
-------	-------	-------	----	-------

森林経営管理制度における森林環境譲与税の活用



森林環境譲与税の使途について（市町村における具体的内容の例）

○ 各市町村では、森林所有者の意向調査やその準備作業など、具体的取組が行われている。

① 間伐等の森林整備関係

- 森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査やその準備作業 等
(所有者へのアンケート、説明会の実施、全体計画の作成等)
- レーザー計測等による森林の現況把握
(全体計画作成の基礎となる森林調査等)
- 境界の確認・明確化
(境界を現地で確認するための立会や杭打ち、施業区域の測量等)
- 路網の整備や維持修繕
- 里山林や放置竹林の整備
- ナラ枯れ・松くい虫被害木の除去 等

② 人材育成・担い手対策

- 林業就業希望者へのPR活動、インターンシップ
- 林業就業者の育成研修
- 安全装備の導入支援
- 市町村におけるアドバイザーの雇用 等

③ 木材利用・普及啓発

- 都市と地方が連携した木材利用や森林整備体験等の実施
- 公共施設の木造・木質化
- 森林・林業に関するPRイベントの開催 等

